

秘密保護法と治安維持法

(時代に翻弄された家族の嫁として)

小野あかね

見合いの席で私は夫が横浜事件の被害者遺族であることを聞かされた。

特高の暴虐は小林多喜二の虐殺で知つてはいたが、自分の結婚相手の父親が多喜二と同じような経験をしていたと知り、大変驚いた。とはいもその、それは遠い過去のことであり、すべては終わってしまったことであると気にも留めなかつた。しかし、仲人夫人は「小野君のところはお父様が随分前に亡くなられているのに、今でも生きなおられるような雰囲気があるのよね」と少しばかりの懸念を表明された。その懸念、今から三七年前の事であるが、何か予言めいていたと改めて思うのである。

横浜事件とは、太平洋戦争末期こんにち氏名が判明しただけでも六〇数名の研究者、編集者が治安維持法違反「共産主義活動、宣伝」の容疑で神奈川県警特高課に検挙された事件である。被疑者とされた人々は市内の各警察署内で凄惨な拷問を受けて虚偽の自白を強いられ有罪の判決を受けたのだ。この拷問の結果、5人の人が惨たらしい最後を遂げた。ここでつちあげの大量検挙により、昭和前期総合雑誌の雄『改造』『中央公論』は廃

刊に追い込まれた。

昭和六一年、結婚一〇年目の夏、横浜事件冤罪の埋み火は前年年自民党が提出した「国家秘密法」に危惧を抱いた当時の関係者によつて、再び燃え始めたのである。再審請求が九人の申し立て人によつて横浜地裁に提出され、義母は遺族としてその申立人の一人になつたのだ。

私の義父の小野康人は改造社の編集者だつた。昭和一八年五月二六日の早朝、自宅で検挙された。「治安維持法違反の嫌疑」と言われても、何のことだか皆目見当がつかなかつたそうだ。が、どうやら経済学者細川嘉六氏の論文を『改造』に掲載したことに関連し、中央公論編集者と改造編集者が富山県の泊の旅館に招待を受けて遊んだ写真が「共産党再建準備会議」の証拠として挙げられてしまつたということらしい。あれは芸者をあげての慰安旅行だつたから、何かの誤解であり、すぐに釈放されるだろうと思っていた関係者だつたが、義父は二年二か月に及ぶ拘禁生活をおくり、終戦の年の九月にやつつけ裁判が行われ、懲役二年、執行猶予三年の刑を受けようやく出獄できたのである。

義父は戦後、昭和二二年に特高警察を告発する「口述書」のなかで、木刀や竹刀でガンガン背中を打ちつけら

れ、三角の木材の上に正座させられたり、両足を縛つて逆さ吊りにされた。何も言つていないので、誰かわらず「聴取書」が出来上がっていた。そして、不潔な拘置所から早く出て刑務所に送られることを望み、ついに「改造の仕事がいけないのならあなたのことを認めますから早く刑務所に送つて欲しい」と言って、不本意ながら「共産党再建」に加担したことを認めてしまった。

しかし、その刑務所で、義父は殆ど餓死しそうな牢獄生活をおくった。本裁判の前に検事の取り調べがあり、その予審判事の取り調べの時には起訴事実を全面否認したが、予審決定書には義父小野康人の陳述は全く無視された。と書いている。

義母は再審請求が可能と知り、「長い間胸につかえていた納得のいかない思い、それにもまして真相を知りたい願望にかられ、そのことがまた戦争のない、平和をまるで行動にもつながると考え参加した」とブックレット『横浜事件・真実を求めて』のなかで書いている。更に、「私は、夫が法に触れる行為をしたと思ったことは一度もない。しかし世間には、私の夫はアカで戦争中刑務所にいたのであるから、私は肩身せまくあるべきだ」と言う目で見る人も多い」とも書いていた。義父の拘留中、親族に事実を打ち明げず、独りで代官山から横浜に通い続けた時の鮮烈な記憶は『横浜事件、妻と妹の手記』に

記されている。小野家を訪れた時に感じた世間を憚るようなひつそりとした佇まいの意味をここで知った気がした。

再審請求をした時、義母は七七歳、病弱で骨粗鬆症の進行も甚だしかった彼女は、再審請求の日を境に自分の残りの人生のすべてを横浜事件に捧げて生きたのだ。渾身の力を込めて、手記を一冊、ブックレットを二冊発行して平成七年、裁判の勝利の目途もたたない前に八六歳で逝った。

再審裁判の道程は実に一四年、四次に亘る長い闘いとなり平成二二年（二〇〇九年）免訴判決＝実質無罪を勝ち取った。第四次に至るまで、こちらが提出する証拠は悉く証拠足りないと門前払いされた。何といつても信じられないような腹立たしい理由は、当時の裁判記録がないという理由で再審請求を棄却した一次判決だ。この保存されるべき裁判書類は昭和一〇年九月の判決の前、進駐軍に露見を恐れ裁判所が燃やしてしまったのである。裁判所は裁判記録なしの状態で義父に有罪判決を下したことになる。長い拘留と拙速な裁判、しかも、戦後再審請求をしたら証拠がないなんて、道理に合わない。日本では司法が戦争犯罪にどう向き合うか総括していないという事が顕著にわかる事例ではないか。ドイツで

は戦争犯罪に時効はないとしている」とと好対照である。

義母が危機感を抱いた国家秘密法は審議未了で廃案になった。しかし、今国会で自公が強行採決した「秘密保護法」は中国や北朝鮮の緊張関係や、アメリカのテロ対策協力との関連が色濃く反映され、憲法9条の改悪目論見と共に、どんでもない恐ろしい法律だ。衆議院通過の時点で自民党石破幹事長は、强行採決の抗議に国会周辺に押し寄せた国民に対し、「これを『テロ』と言った。いみじくも、彼の本音の表れであるとともに、法案の言論弾圧的性質を暴露したと私は思った。

私たちの個人情報はITの進化とともにガラス張りになる一方で、秘密保護法を待つまでもなく、福島原発事故の放射能拡散を示すSPEEDのデータは隠されていたのである。「国民の知る権利」はすでに侵されていいるのだ。この法律の本当の狙いは、政府が決定する戦争戦略の遂行を邪魔する国民世論を恫喝するのが目的であることは明らかだ。

私は、無辜の市民が検挙の理由も明かされないで逮捕投獄され、沢山の冤罪が生み出され、義父のような犠牲者が続々と生み出されることを危惧している。
まさか、七〇年前と同じ手口で拷問することは思わないが、いかなる冤罪であっても、潔白を証明するエネルギー

の膨大さは今も昔も変わらないのである。ましては今回国会を通過した秘密保護法の秘密保持は最長六〇年である。冤罪を晴らすのに親、子、孫に至るまで頑張らなければならぬなんて、皆さんどう思いますか。

一〇一二年一二月一〇日

参考文献

『横浜事件・再審裁判とは何だったのか』

大川隆司・佐藤博史・橋本進

『横浜事件・妻と妹の手記』

小野 貞 氣賀 すみ子

『横浜事件・真実を求めて』

小野 貞

右記出版元 すべて高文研